

山口県立大学と山口県立宇部高等学校との 高大連携事業に関する協定書

山口県立大学（以下「甲」という。）と山口県立宇部高等学校（以下「乙」という。）は、大学教育と高校教育の連携を円滑にするために、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、相互に連携し、交流を深めることにより、甲乙における教育内容の充実と学生及び生徒の資質向上を図るための事業（以下「高大連携事業」という。）に取り組むものとする。

（高大連携事業の内容）

第2条 高大連携事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 甲から乙への講師派遣
- (2) 甲の授業への乙の生徒の受け入れ
- (3) 甲による各種講座への乙の生徒の受け入れ
- (4) 甲の学生の教育実習などへの乙の支援
- (5) 甲が実施する高大接続教育への乙の支援
- (6) 甲乙の実施する課外活動などにおける交流活動の実施
- (7) その他、甲乙の協議の結果に基づく事業

（期間）

第3条 本協定書の有効期間は、平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の4ヶ月前までに、甲及び乙から改定の申し入れがないときは、更に1年継続するものとし、その後もまた同様とする。

（事故責任）

第4条 甲又は乙に所属する教職員等が、相手方の機関において本事業に係る業務に従事している際に発生した事故については、当該教職員等の所属する機関がその責任を負うものとする。

（その他）

第5条 この協定書に定めるもののほか、高大連携事業の具体的な内容と運営などの必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

以上の協定締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年5月19日

山口県立大学長

長坂祐二

山口県立宇部高等学校長

岩本能治

